

# 総務文教常任委員会 資料

令和8年2月2日

総務財政部防災課

# 目 次

1. 加東市災害弔慰金等支給審査会の設置について .....	1
--------------------------------	---

## 加東市災害弔慰金等支給審査会の設置について

### 1. 設置の趣旨及び背景

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した方の遺族に対して支給する災害弔慰金及び同様に自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金については、災害を直接の原因とした場合だけでなく、災害に起因した生活環境の悪化など、災害との因果関係があると市町村が認定した場合にも支給の対象となりますが、その因果関係の判断が困難となる場合があります。

そのため、同法第18条において、「市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」と定められています。

しかし、この「審議会その他の合議制の機関」に関する規定が整備されていない場合、災害発生後に規定の制定手続を行うことになるため、その分、支給決定までに時間を要する可能性があることから、発災後、速やかに災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給できるよう、関係規定を整備し、加東市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」といいます。）を設置しようとするものです。

### 2. 審査会の概要

- (1) 委員の人数 5人以内
- (2) 委員の構成
  - ア. 医師
  - イ. 弁護士
  - ウ. 市職員
  - エ. その他市長が必要と認める者（大学教授、医療ソーシャルワーカー等）
- (3) 任期 当該諮問に係る審査についての答申が終了するまでの期間
- (4) 報酬 日額27,500円
- (5) 委員会の役割

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、いわゆる災害関連死など自然災害による死亡又は障害であるか否かの判断が困難な場合に、その因果関係について、専門的見地から審査を行います。